

温泉保護対策に関する審議方針

環境保全審議会温泉部会は、温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の衰退減少を防止し、もって温泉の恒久的保護と適正な利用な推進を図るため知事の諮問について、次の方針により審議するものとする。

1 特別保護地域

(1) 地域

温泉の衰退が著しく、積極的に保護しなければならない地域として、次の地域を特別保護地域とする。

- ・ 湯村温泉を中心とし、JR中央線より北2キロメートルの線、相川、JR中央線荒川左岸に囲まれた地域
- ・ 石和、春日居温泉を中心とし、笛吹市と山梨市の境界から桑戸橋・一宮橋・万年橋・向橋を経て三軒屋の標高263.3メートルの水準点を結ぶ線と国道140号に囲まれた地域

(2) 審議方針

新規掘削及び増掘は、認めない。

ただし、次の場合に限り周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・ 温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために、共同管理の必要から既存源泉を統合する場合
- ・ 公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合
揚湯動力の設置、機種の変更及び増馬力については、個々に審議のうえ決定する

2 普通保護地域

(1) 地域

既存源泉との相互影響が予想され、源泉間に一定の距離をおくことが適当と認められる地域として、次の地域のうち、特別保護地域を除く地域を普通保護地域とする。

- ・ 北は、高倉川より東側についてはJR中央線北1キロメートルの線、同線から根津橋東詰を通り県道万力小屋敷線と県道山梨市停車場線の交差点までの直線、西側については荒川左岸堤防まではJR中央線北2キロメートルの線とし、荒川左岸堤防より西側については千松橋より県道甲府・敷島・韮崎線に沿い竜地を経て、甲斐市(竜王町)上町より国道20号を船山橋までとする。
- ・ 東は、県道万力小屋敷線根津橋と県道山梨市停車場線との交差点より重川橋、日川橋、四ノ橋を経て天川橋を結ぶ線。
- ・ 南は、天川橋より蛭見橋を結び、笛吹川左岸堤防をくだり、三郡東橋東詰から国道140号と国道52号の交差点(青柳追分)とを結ぶ線とする。
- ・ 西は、国道140号と国道52号の交差点(青柳追分)より国道52号に沿って小笠原、六科を経て船山橋までとする。

(2) 審議方針

新規掘削については、既存源泉(掘削許可を得ているものを含む)及び特別保護

地域境界から1,000メートル以上離れなければならない。

ただし、次の場合に限り、周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・ 温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために、共同管理の必要から既存源泉を統合する場合
- ・ 公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合
増掘、揚湯動力の設置、機種の変更及び増馬力については、個々に審議のうえ決定する。

3 一般地域

(1) 地域

特別保護地域及び普通保護地域を除く地域を一般地域とする。

(2) 審議方針

新規掘削については、既存源泉（掘削許可を得ているものも含む）から600m以上及び特別保護地域境界から1,000メートル以上離れなければならない。ただし、次の場合に限り、周囲の状況を勘案して認めることができる。

- ・ 温泉資源を保護し、かつ効率的に揚湯するために共同管理の必要から既存源泉を統合する場合
- ・ 公共団体が公共施設を設置することを目的として掘削する場合

4 代替掘削

(1) 認める地域

普通保護地域及び一般地域とする。

(2) 審議方針

- ・ 代替掘削の新たな温泉掘削位置は、現有する源泉から半径10メートル以内とする。
- ・ 代替掘削の新たな温泉掘削の深度は1,500メートル以内とする。
- ・ 代替掘削にあたっては、新たな源泉が利用できるまで、現有する源泉を利用することができるものとする。
- ・ 新たな源泉の利用をはじめると時点で、現有する源泉は埋め戻すこととする。

附 則

この審議方針は平成19年1月25日から施行する。

【指導基準】

動力を装置する場合 : 揚湯量は原則的に毎分200リットル以内
(H8.1.23)

ゆう出路の深さ : 1,500m以内

揚湯管の口径 : 6.5cm以内